

上川町空き家改修支援事業補助金のご案内

上川町では、空き家の有効活用と移住・定住を促進することを目的に、上川町空き家・空き地バンクに登録される空き家を改修される方へ**最大 80 万円補助金を交付**いたします。

補助金額

基本額

改修費用（補助対象経費）×1/2 以内（**限度額 50 万円**）

加算額

加算項目	要件	加算額
子ども加算	高校生以下の子どもが同居する場合 (1 年以内に転出する予定の場合は対象外となります)	子ども 1 人につき 10 万円
転入加算	3 年以上町外に居住する方で、上川町に転入して定住の意思を示し 1 年以内に空き家を改修する方	一律 10 万円
町内事業者加算	町内事業者で空き家を改修する場合、補助対象経費の 1/5 以内、10 万円を上限に加算（1 万円未満の端数は切り捨て）	上限 10 万円

合算額

基本額と加算額を合算した金額が、**補助金額（最大 80 万円）**となります。

※ 国、北海道、その他の機関から補助金又は助成金を受けた場合は、補助対象経費からその金額を差し引いた額が補助対象経費となります。

注) 5 年以内に転出した場合は、交付した補助金を返還して頂く場合があります。

助成対象者

空き家を購入又は借り受けして改修する方

次のいずれの項目にも該当する方が補助対象者となります。

- 上川町空き家・空き地バンクに登録されている空き家を、個人の住宅として購入又は借り受けし、契約した日から 1 年以内に改修する方
- 購入者又は借受者が、空き家所有者の 3 親等以内の親族でない方
- 上川町へ住民登録されている方又は住民登録される予定の方
- 本補助金の交付を受けた日から 5 年以上定住する意思のある方
- 居住する地域の町内会組織に加入する方
- 申請者と同一世帯の全員が公租公課に滞納がないこと
- 暴力団員等でない方

空き家を貸し付けするため改修する方

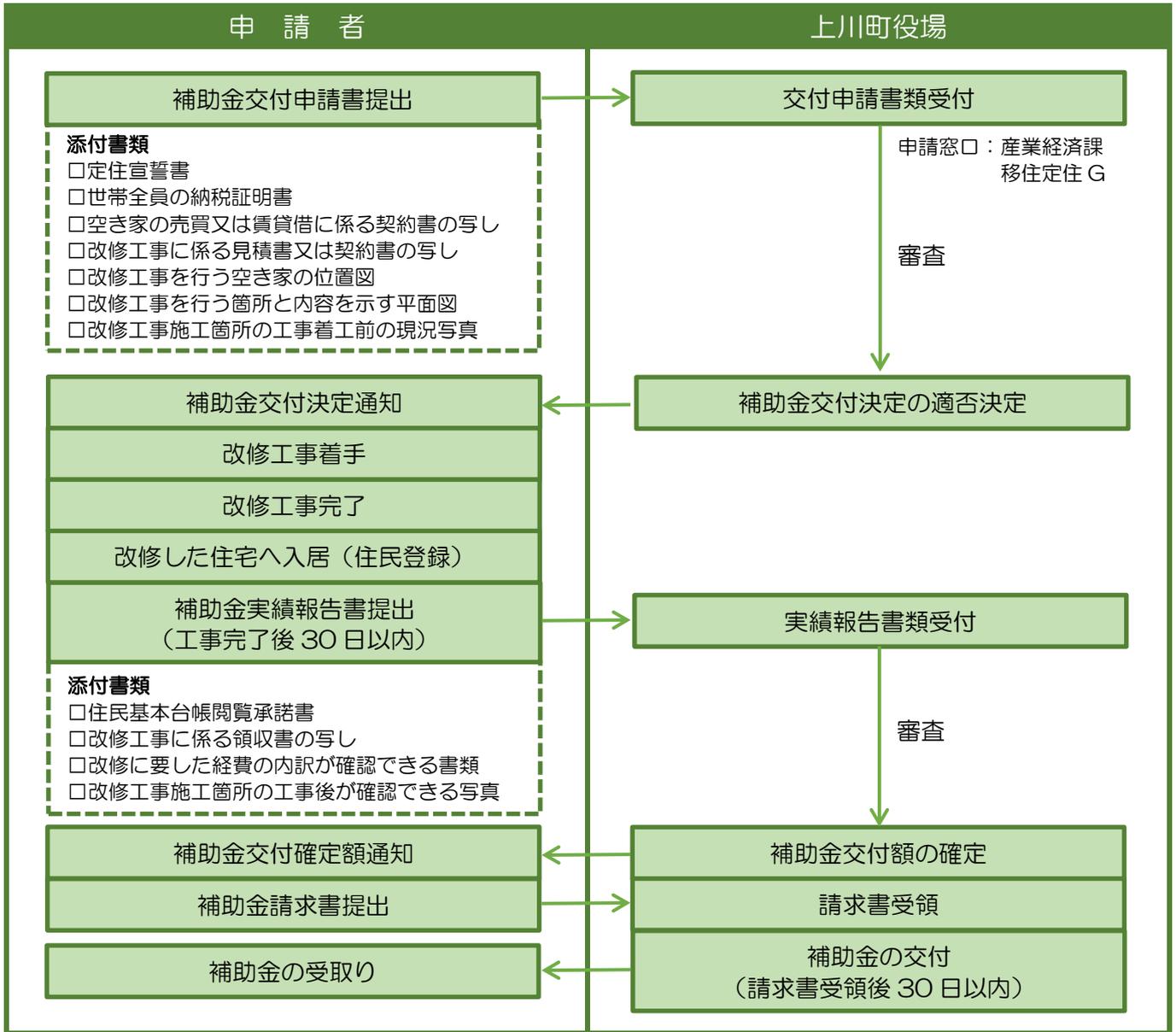
次のいずれの項目にも該当する方が補助対象者となります。

- 上川町空き家・空き地バンクに登録されている空き家を、貸し付けするため改修する空き家の所有者
- 借受者が、空き家所有者 3 親等以内の親族でない方
- 本補助金の交付を受けた日から 5 年以上賃貸住宅として貸付する方
- 定住する意思があること及び居住する地域の町内会組織に加入することを賃貸条件として貸付する方
- 申請者と同一世帯の全員が公租公課に滞納がないこと
- 暴力団員等でない方

助成対象住宅

- ・上川町空き家・空き地バンクへ登録される空き家
 - ・空き家の改修に要した費用（消費税含む）が20万円以上であること
- ただし、車庫、門扉、塀、造園等の外構工事の費用、太陽光発電設備工事の費用、融雪槽及びロードヒーティング等の融雪対策工事の費用は対象外となります。

申請から交付までの流れ



※ 申請書等の様式については、上川町のホームページでダウンロードできます。

北海道上川町 産業経済課移住定住グループ

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町 180 番地

電話番号：01658-7-7667（直通）ファクス：01658-2-1220

メール teiju@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

ホームページ <https://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp>

